

## 第90号議案

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山中 健

### 提案理由

翠ヶ丘町の市営住宅の老朽化に伴い、その一部の用途を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市営住宅の表中

「

|                 |   |   |                 |       |
|-----------------|---|---|-----------------|-------|
| 翠ヶ丘町20番<br>1～3号 | 3 | 3 | 木造平家建セメント<br>瓦葺 | 25.61 |
|-----------------|---|---|-----------------|-------|

」

を

「

|               |   |   |                 |       |
|---------------|---|---|-----------------|-------|
| 翠ヶ丘町20番<br>1号 | 1 | 1 | 木造平家建セメント<br>瓦葺 | 25.61 |
|---------------|---|---|-----------------|-------|

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

翠ヶ丘町の市営住宅の老朽化に伴い、その一部の用途を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

翠ヶ丘町20番住宅3棟のうち2棟の用途を廃止する。(別表第1関係)

#### 3 施行期日

公布の日